

○農林水産省告示第四百八十四号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の六第一項第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する資金を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

農林水産大臣 林 芳正

農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の農林水産大臣が指定する資金は、次のとおりとする。

- 一 農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金
- 二 農地又は採草放牧地について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対応する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
- 三 果樹の植栽又は育成に必要な資金
- 四 オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に必要な資金
- 五 家畜の購入又は育成に必要な資金

六 次に掲げる費用の支出に必要な資金

1 農機具、運搬用機具その他の農業経営基盤強化促進法第十四条の四第二項第三号の措置を行うのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対応する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金

2 創立費又は開業費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

3 1及び2に掲げるもののほか、農業経営基盤強化促進法第十四条の四第二項第三号の措置を行うのに必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

七 次に掲げる施設の改良、造成又は取得に必要な資金

1 農舎、畜舎（家畜排せつ物処理施設を含む。）、蚕室、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農業労働力確保施設、農機具及び運搬用機具

2 1に掲げるもののほか、農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設その他の農業経営基盤強化

促進法第十四条の四第二項第三号の措置を行うのに必要な施設

附 則

この告示は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。